



質疑発言通告書

令和 6 年 9 月 3 日
午後 3 時 40 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和 6 年 9 月 3 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川久保 皆実

発言事項	要旨	答弁者
1 議案第36号	つくば市水道給水条例の一部を改正する条例について、以下の点を伺います。 (1) 水道料金の改定が必要であるという結論に至った理由 (2) 改定後の料金体系が妥当であるとする理由 (3) 料金改定後の福祉減免の方針	担当部長

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



質疑発言通告書

令和6年9月5日
午前11時58分受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和6年 9月 5日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 あさのえくこ

発言事項	要 旨	答 弁 者
1 議案第36号	つくば市水道給水条例の一部を改正する条例について (1) 今回の料金改定が市民生活に及ぼす影響 (2) 今回の料金改定を議論したつくば市上下水道審議会の会議録によると、以下の項目が理由として挙げられている。それぞれの数値の理由又は根拠。 ア 企業債残高対給水収益比率を上限350%とした理由 イ 資金残高の確保額を30億円にした根拠 (3) つくば市が行っている水道料金の福祉減免について ア 福祉減免の対象とそれぞれの対象者数 イ 2023（令和5）年度の福祉減免の総額とその財源 ウ 福祉減免の対象を拡大する考え (4) 今回の料金改定により茨城県水道ビジョンいわゆる1県1水道への参加、不参加にはどのような影響があるか 以上	担当部長

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



質疑発言通告書

令和 6 年 9 月 5 日
午前 7 時 58 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和 6 年 9 月 5 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 飯岡 宏之

発言事項	要旨	答弁者
1 議案第37号	つくば市長の給料の特例に関する条例について (1) 現在、マイナンバーカードの交付を受けた15歳以上の者で、つくばスマートシティアプリをダウンロードしている市民の人数はどのくらいいるのか。 (2) 無作為抽出にしない理由について (3) インターネット投票に参加しない市民の評価について	市長 担当部長

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



質疑発言通告書

令和 6 年 9 月 5 日
午前 11 時 58 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和 6 年 9 月 5 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 橋本 佳子

発言事項	要旨	答弁者
1 議案第33号	つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部を改正する条例について 放課後児童室の定員を規則で定める理由は	担当部長
2 議案第37号	つくば市長の給料の特例に関する条例について (1) 評価者に該当する人数は (2) 実施するための費用はどこから出るのか	担当部長
3 認定第1号	令和 5 年度つくば市一般会計歳入歳出決算認定について 令和 5 年度主要政策の成果及び予算執行の実績報告書において P188 福祉部 社会福祉課 生活保護対策に要する経費 1 生活保護事業 (1) 申請件数と受理件数は同じなのか (2) 保護廃止の主な理由は	担当部長

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

発 言 事 項	要 旨	答 弁 者
	<p>P513 保健部 介護保険課 介護予防住宅改修に要する経費 1 介護予防住宅改修事業 申請する時点から自己負担のみで利用できるのか。</p> <p>P523 福祉部 地域包括支援課 包括的支援事業総務に要する経費 2 総合相談・支援事業 (1) 相談から支援につながる件数は (2) 継続している相談件数は (3) 課題は</p> <p>P527 福祉部 地域包括支援課 地域ケア会議推進に要する経費 1 地域ケア会議相談事業 (1) 包括支援事業の相談との関連は (2) ピックアップケア会議にかける事例はどのようなケースか (3) 課題は</p>	<p>担当部長</p> <p>担当部長</p> <p>担当部長</p>

※ 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



質疑発言通告書

令和 6 年 9 月 5 日
午前 11 時 59 分 受付
(通知書 2 枚) No.1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和 6 年 9 月 5 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 山中 真弓

発言事項	要 旨	答弁者
1 議案第 36 号	つくば市水道給水条例の一部を改正する条例について (1) 料金値上げに至った理由 (2) 市民生活に及ぼす影響	担当部長
2 議案第 38 号	つくば市マンション管理計画認定等手数料条例について 条例の概要	担当部長
3 認定第 1 号	令和 5 年度主要施策の成果及び予算執行の実績報告書 p.160 (款)3 (項)1 (目)11 11. 交通安全指導推進に要する経費 (1) 交通安全教室の開催について、令和 5 年度の高齢者の項目が回数、人数ともに急増しているが、その理由と開催場所について (2) 児童館で令和 5 年度に交通安全教室の開催がない理由 (3) 高齢者運転免許自主返納について 令和 5 年度末時点での免許自主返納に伴う特典を受けた方の人数と内訳 p.162 (款)3. (項)1. (目)12. 11. 防犯対策に要する経費 (1) 防犯灯及び防犯カメラの新規設置場所と増加理由 (2) 防犯カメラ設置事業補助の交付台数が増えている理由	担当部長

* 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 5 2 条編注 1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質問事項	要 旨	答弁者
4 報告第 23 号	<p>p. 308～309 (款)8. (項)4. (目)1. 15. 公共交通対策に要する経費</p> <p>(1) コミュニティバス「つくバス」運行事業について、通学で利用している人数</p> <p>(2) 路線バス実証実験事業において、石下～土浦線路線変更実証実験と松代南循環路線バス運行事業の目標値の設定根拠</p>	担当部長
	<p>p. 310 (款)8. (項)4. (目)1. 16. 都市景観の形成に要する経費</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の届出について、令和5年度における太陽光発電設備の届出事業所数及び総面積</p>	
	<p>p. 318 (款)8. (項)4. (目)1. 23. 学園地区市街地振興に要する経費</p> <p>支出済額が増加した理由とその内訳</p>	
	<p>p. 321 (款)8. (項)4. (目)2. 11. 街路整備に要する経費</p> <p>街路整備において、街路灯設置数及び歩道改修延長がゼロの理由</p>	
	<p>令和5年度つくば市水道事業会計継続費精算について</p> <p>予算及び実績において、国庫補助金、企業債がゼロである理由</p>	
5 報告第 30 号	<p>専決処分第 17 号 損害賠償額の決定及び和解について</p> <p>再発防止策</p>	担当部長

* 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。